

令和8年度専門医認定支援事業の審査にかかる考え方

I 地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定

1. 専門医の質の向上を目指す新たな研修の開始に向け、構築しようとしている専門研修施設群・専門研修プログラムが地域医療に配慮したものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ① 基本領域であって初期診療が地域で幅広く求められる診療領域であること。
- ② 研修施設群を構成する基幹施設および連携施設が明確に整理されていること。
- ③ 都道府県と連携の上、②の施設群において、医師不足地域でのローテーションを含む研修プログラムであること。

2. 本支援事業は、基幹施設となる各医療機関において、地域医療に配慮した研修施設群を構成し、その施設群が協力して専門研修プログラムを作成するための体制を支援するものです。したがって、補助申請にあたっては、プログラム作成責任者、院内の協力体制及び連携予定施設との協力体制等を明確にしたうえで、地域医療に配慮した専門研修プログラムの作成に向けた取組内容を記載してください。

3. 一般社団法人日本専門医機構が定める各領域の新整備指針等に沿ったプログラムを作成することが期待できること※¹。

※1 本支援事業は研修プログラムを認定するものではなく、実施する研修施設を支援するものであるため、事業計画書にプログラム内容を詳細に記載する必要はありませんが、可能な範囲で次の概要を簡潔に記載してください。

- ① 専門研修の目標
- ② 専門研修の期間とローテーション内容
- ③ 育成しようとしている専攻医の数（1年次当たり）
- ④ 想定している指導医の数（研修施設群全体で）

Ⅱ 医師不足地域※²の医療機関にて行われる専門研修に対する指導医の派遣※³等

1. 本補助事業の趣旨は、指導医の派遣等を通じて、地域医療に配慮した形で医師不足地域における専門研修の促進を図るものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ① 医師不足地域であって、当該地域において医師確保が求められている診療領域であること。
- ② 都道府県の医師確保対策の一環として、調整、依頼等が行われた指導医の派遣等であること。
- ③ 当該指導医の派遣等が行われることによって、地域における専門研修が促進され、専攻医育成の質的向上が期待されること。

※2・※3 医師不足地域とは下記に示すものをいい、派遣先となる医療機関については、医師不足地域に存在する施設に限るものとする。

2. 医師不足地域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットのほか、以下に掲げる離島その他のへき地地域とする。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項、第41条第1項から同条第3項に規定する地域
- (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- (4) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- (5) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域
- (6) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- (7) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域
- (8) 平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の（3）に基づき設置されたへき地診療所

Ⅲ キャリア形成プログラムに基づいた専門研修に対する指導医の派遣等

本補助事業の趣旨は、指導医の派遣等を通じて、都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、地域の研修医療機関における専門研修の促進を図るものであること。

Ⅳ へき地・離島等の医療機関における総合診療研修の促進支援

1. 本補助事業の趣旨は、地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う専攻医の旅費、宿泊費を補助するものであること。

具体的には、次の条件を全て満たしていること。

- ① へき地・離島等の医師不足地域^{※4}の医療機関^{※5}で行われる総合診療研修に従事するものであること。
- ② 総合診療研修の行われる医療機関は、基幹病院と異なる市町村に所在するものであること。

※4・※5 本項における医師不足地域の取扱いは前項と同様とし、総合診療研修の行われる医療機関については、医師不足地域に存在する施設に限るものとする。

Ⅴ 特別地域連携プログラムの策定や運用等

1. シーリングの対象である都道府県診療科の一部において設置されている特別地域連携プログラムについて、以下のいずれかに係る経費を補助するものであること。

- (1) 特別地域連携プログラムの策定や、それに伴い必要となる連携施設等との調整
- (2) 連携先に対する指導医の派遣または連携先として行う指導医の確保
- (3) 専攻医の派遣や、専攻医の受入に必要な研修環境の整備

具体的には、上記(1)～(3)について、次の条件を全て満たしていること。

- (1) について
- ① 特別地域連携プログラムの基幹施設が所在する都道府県による申請であること。
 - ② 研修施設群を構成する基幹施設および連携施設が明確に整理されていること。
 - ③ 都道府県と連携の上、日本専門医機構が示す連携先要件を満たす施設を連携施設として含む研修プログラムであること。

(2) について

- ① 特別地域連携プログラムの基幹施設が所在する都道府県または連携先施設が所在する都道府県による申請であること。
- ② 都道府県の医師確保対策の一環として、調整、依頼等が行われた指導医の派遣等であること。
- ③ 派遣先が、特別地域連携プログラムの連携先要件を満たす施設であること。
- ④ 当該指導医の派遣等が行われることによって、連携先の施設における研修環境の改善が期待されること。

(3) について

- ① 特別地域連携プログラムの基幹施設が所在する都道府県または連携先施設が所在する都道府県による申請であること。
- ② 都道府県の医師確保対策の一環として、調整、依頼等が行われた専攻医の派遣等であること。
- ③ 派遣先が、特別地域連携プログラムの連携先要件を満たす施設であること。
- ④ 当該補助により、連携施設における研修環境や生活環境の改善が明確に見込まれること。

2. 上記1の活用にあたっては、日本専門医機構が示すシーリングの対象であること及び特別地域連携プログラムの連携先要件を満たすこと。